

令和6年度 近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会（第2回）
国営事業再評価議事概要

- 1 日 時：令和6年6月6日（木）14:00～15:00
- 2 場 所：近畿農政局第1会議室
- 3 対象地区：国営総合農地防災事業 和歌山平野地区
- 4 出席委員：藤原 正幸 京都大学大学院農学研究科教授
久野 秀二 京都大学大学院経済学研究科教授
岩間 憲治 滋賀県立大学環境科学部准教授
川村 幸子 京都府生活協同組合連合会理事

5 審議内容

（1）再評価地区別評価結果（案）について

【国営総合農地防災事業 和歌山平野地区】

（委員）

欠席されている委員への事前説明の際に、委員から出た意見について、事務局より説明願う。

（農政局）

本日欠席されている古谷委員へは5月13日に事前説明を実施。その際、委員から出た意見について、事務局より説明する。主な意見は「事業効果として田んぼダムを取り組みを付け加えることはしないのか。田んぼダムの取り組みが流域治水に有効であるならば、防災事業である本事業に付け加えるべきではないのか。」「計画基準「排水」の改定により、1/10確率を超える降雨規模による検討をすることも可能となったが、事業計画の見直しは行わないのか。」「本地域では農地の宅地化が進行しているが、過去の水害の際に、農地の中にポツンと建った新しい家が浸水している状況を目にした。このような、大雨時に浸水するとわかっている農地を宅地として売却することは不適切である。このような行為に対して、農水省としてどのような働きかけができるか検討してほしい。特に本事業は防災事業であることから、受益者（農業者）以外にも目を向けて事業実施してほしい。」「評価書に記載の主要工事計画について、”排水機5箇所（新設1箇所、改修4箇所）”のように、新設及び改修を分けて記載すべきではないか。」の4点である。

（委員）

●●水路で設定している●●の保全区間は具体的にどのような対策をされたのか。

（農政局）

●●が確認された区間は現況のまま存置し、別の区間を施工することにより、排水機能を強化したものである。

(委員)

存置した区間では断面不足により溢水することはないのか。

(農政局)

溢れないことを確認したうえで保全区間を外して施工している。地域の排水路網全体で検討しているため、大丈夫である。

(委員)

先日の現地調査の際、地元改良区役員より、当事業により湛水被害が減少したことにより、営農が安定したという話を伺った。また、新規参入者が一定数あり、その多くが果樹栽培であるとのことであった。これは、当事業により湛水被害という心配の種がなくなったことが要因の一つではないかと思っているが、そのあたりのことが評価書には記載されていない。せっかく受益者がこのような効果を感じているのだから、もう少し積極的に評価書に記載してもよいのではないか。

他方で、農地集積が進んでいるとの説明であったが、他府県に比べると集積が進んでいないと感じている。ほ場整備が進んでいないことが担い手への集積が遅れている要因であることは否めないと思う。関連事業も含め、この地域の今後の農村振興はどう考えているか伺いたい。

(農政局)

当事業としては、湛水被害による不安を払拭することにより、農業者が安心して農業を安定的に実施できるようになり、担い手育成の効果に繋がるものと考え。今後の当地区の農業振興については、県や市が策定している農村振興計画に基づき進められていくものと承知しているが、ほ場整備の推進についても折を見て関係機関に働きかけをしていきたい。

(委員)

農地転用について、何らかの制限はないのか。

(農政局)

農業振興地域としてエリア分けしており、農地転用については、土地所有者等からの申請に基づき市町村の農業委員会が県に申請し、県が許可・承認する手続となっている。

(委員)

古谷委員からの指摘のような事態（湛水することがわかっている農地を宅地化すること）は問題となっていないのか。

（農政局）

この地域においては、事業着手当初から都市化が進行していくことはある程度予想できていた。事業実施に際して和歌山県から土地利用の整序化に資する取組について示されるなど、行政としても農地転用については注視しているところ。個人財産を行政が一方的に規制することは難しく、農地転用については、申請の時に理由を確認しながら許可の手続きに沿って行われている状況である。

現在、農地転用について、国は直接的に関与していないのが実態であるが、今後、国が基本方針を立て、県毎に農地面積の確保目標を立て農地を維持していく動きとなっている。

（委員）

農地転用により事業計画の見直しが必要となっているとのことであるが、今後の見通しとしてはどうか。今後も農地転用が進行していくのか懸念される。

（農政局）

今後、農地の転用が進まないよう関係機関に働きかける。先ほども申し上げたように、国としても農地を確保していく動きとなっている。

（委員）

耕地面積の減少については述べられているが、耕作放棄地の発生状況はどうか。

（農政局）

確認し、回答する。

（委員）

会社の法人格を取得する経営体が増加したとあるが、農事組合法人が会社化したということではどうか。また、会社化するメリットは何かあるのか。

（農政局）

その通りである。メリットとしては税と信頼の関係が考えられる。農事組合法人は農作業を中心とした集落営農のイメージ、会社は、より信頼のある組織として販売にも手をかけていくといったイメージである。

（委員）

本日の審議を踏まえ、事務局は必要があれば評価結果書の修正をすること。

以 上